



◎京濱國道竣工式

一號國道の一部として東京横濱間を連絡する所謂京濱國道の中、東京府知事の管理に屬する品川町八ツ山から神奈川県に至る區間（延長二里二十五町餘）の改築工事が竣工したので、去る十一月二十八日入新井町地内の埋立地で竣工式が行はれた。名に負ふ東海道の要衝に當る京濱國道が竣工したといふのだから、豫め工事の状況も見知つては居たものゝ更めて見直して見たくなつて、懇々品川から新國道上に自動車飛ばして見た。全く一路坦々砥の如く、沿道の裝飾燦然たる中を、而も各種の車が幾臺となく並んで飛ぶが如く來往するたゞ中を、危なげもなく迂る様に走

る心地といつたら何に譬へ様もなく痛快であつた。唯新國道に早くも許多立並んだ電柱の送り迎へには一寸嫌な思ひがしたけれども規律正しく植ゑられた初々しい新街路樹の會釋に聊か機嫌を直し、町餘に互る黒山の如き觀衆を尻目にかけて、式場前を素通りして、一寸六郷橋まで失敬して見た。六郷村八幡塚附近には舊國道の松並木が残つてゐる。宿場時代の東海道の昔を追憶でもする様にじつとアスファルトに鋪裝された路面を眺めて。花の大江戸に志す旅人がこの邊りまで來てどんなにこの松並木の爲に旅のつれづれを慰められたことだらう。

海邊をばなど品川と云ふやらむ（彌次郎兵衛）

さればさみづのあるに任せて（北八）

などゝふざけちらして、彌次郎兵衛北八の兩人にこのあたりを膝くらせて、東海道の地理風俗を天下の人に紹介した彼の十返舎一九に、この新國道をまのあたり見せたなら、どんなことを仕出かすだらう、などゝ想像に耽りながら危ぶく式の開始を忘れる所であつた。何はともあれ古い松並

木は趣のあるものである、これを少しでも保存する様に心がけられたことは嬉しい。

やがて大急ぎで式場に引返すと、さすがに廣い式場も既に來賓で一ぱいである、しかし稀に見る寒空に加へて海から吹いて來る風は相當に寒かつた。未だ式が始まらないので、來賓の大方は餘興場にうづくまり、舞臺では某君某嬢の得意の手品の眞最中、やがて入場の知らせに一同式場に入る。來賓としては、内閣總理大臣代理木村祕書官、内務大臣代理川崎内務次官、大藏大臣代理、道路改良會長水野鍊太郎氏等の顔を見え其他府會議員關係町村有志等無慮貳千名、幸の日曜日なので内務省路政當局の人々の顔も大方揃つてゐた。

式は型の如く先づ神事壯嚴に行はれ、祭員樂員退席の後東京府知事の告辭並工事報告に次いで、内閣總理大臣内務大臣外多數の祝辭があつて盛大裡に終りを告げた。

式後品川町外五ヶ町村主催に係る祝賀會の宴席に連る、朝來の寒さに凍えた人々珍酒佳肴を供せられて禮節を忘れ

ず、紙のコップに滿をひいて元氣をつけ祝意を表すること大方ならず、千秋萬歳を唱へ盛會裡に各自袂を分つて歸途に着いた。歳末に近く多忙の折柄新裝道路には相も變らず自動車諸車が輕快に右往左往してゐる。これで京濱間の道路は一先安心といふもの、やがて西の阪神國道も竣功する筈、かくて大都市を結ぶ主要幹線道路は漸次改良の歩を進めることであらう。

本改良工事の經過及工事概要等に付ては田中好氏が別に詳説せられるから茲には之を省略し左に總理大臣其他各方面から寄せられた祝辭を掲げて悦びを共に分ち、將來の多幸を祈つて筆を措く。(登)

式 辭

本府ノ起業ニ係ル東海道線改修功ヲ告グルニ适ヒ朝野諸賢ノ貴臨ヲ得テ茲ニ竣成ノ式典ヲ舉行スルハ本職ノ光榮措ク能ハサル所ナリ

抑モ本線ハ京濱兩雄都ヲ連絡スル重要道路ニ屬スルノミナラス全國交通ノ幹線タル國道路線ニ當リ東海道ノ名古來人口ニ膾炙セラル而シテ輓近都鄙ヲ通シ蔚然タル産業ノ發展ニ伴ヒ沿道ノ戸口

愈々増加シ交通益々頻繁ヲ加フ隨テ道路ニ關スル施設亦舊態ニ安
スベカラス府ニ於テハ夙ニ敍上ノ趨勢ニ鑑ミ曩ニ本線改修ノ議ヲ
決シ拮据經營財ヲ投スル八百貳拾有六萬圓年ヲ閱スル數年而シテ
今ヲ全ク成リ京濱間ノ交通路線改善ノ跡顯著ナルモノアルハ蓋シ
政府當局ノ深甚ナル指導ト關係地方有志ヲ始メ大方各位ノ熱烈ナ
ル援助ニ俟ツノ大ナルモノアルニ非スシテ何ゾヤ

惟フニ方今産業ノ隆昌ト國運ノ發展ニ資スル施設素ヨリ一ニシ
テ足ラスト雖モ交通機關ノ整備ト改善ヲ圖ルヨリ急且切ナルハナ
シ是レ蓋シ府民ノ巨費ヲ投シテ吝マサル所以ナリ希クハ將來本線
ノ利用ヲ擴充シ其ノ機能ノ發揮ニ遺憾ナラシメムコトヲ一言ヲ敍
シテ式辭トス

大正十五年十一月二十八日

祝 辭

東京府知事 平塚 廣義

交通機關ノ整備ハ國運ノ隆替民生ノ消長ニ至大ノ關係ヲ有ス殊
ニ輓近自動車ノ發達ト相俟テ道路ノ構造規畫ノ改良ハ緊要ノ事案
ナリ

東京府官民ハ大正七年全國ニ率先シ神奈川縣官民ト協力シテ我
國幹線道路タル一號國道中特ニ重要ナル東京橫濱二大都市間ノ改
築ヲ企圖シ銳意之カ完成ニ努力シタルカ今ヤ品川町六郷橋間ノ改

築其ノ成ルヲ見ル寔ニ邦家ノ爲欣幸ニ堪ヘス

念フニ京濱間ノ交通ハ之ニ依リテ初メテ圓滑ナルヲ得ヘク其ノ
寄與スル所獨リ一地方ノ福祉ニ止マラス廣ク國家經濟ノ進展ニ資
スヘキヲ信ス

冀クハ將來維持管理ニ努メテ永ニ其ノ効果ヲ完カラシメムコ
トヲ

一言ヲ述ヘテ祝辭ト爲ス

大正十五年十一月二十八日

內閣總理大臣 若槻禮次郎

祝 辭

一號國道品川町六郷橋間改築成ルヲ告ケ本日茲ニ竣工式ヲ舉グ
ルニ連フ

由來一號國道ハ帝國ノ幹線道路トシテ重要ノ使命ヲ有シ殊ニ本
區間ハ京濱兩市ヲ連絡スル唯一ノ交通路タルニ拘ラス其ノ構造規
格ハ現代交通ノ實情ニ伴ハサルモノアリ遺憾トスル久シカリキ東
京府當局思チ茲ニ致シ曩ニ官民協力シテ改築ノ計畫ヲ樹立シ大正
七年チ以テ其ノ業ヲ創ムルヤ政府亦之カ助成ニ努ムル所アリ起工
以來年ヲ關スル九費ヲ費ス八百二十六萬其ノ間未曾有ノ大震災ニ
遭遇シタルモ不撓不屈克ク其ノ功ヲ積ミ今輒チ之カ完成ヲ見ルニ
至ル念フニ京濱間ノ交通ハ今後方ニ面目ヲ一新スルニ至ルヘク其

ノ經濟上政治上等ニ資輔スル所蓋シ多大ナルモノアルヘシ

冀クハ將來維持管理ニ力ヲ致シ以テ本事業ノ効果ヲ永遠ニ收メ

ラレムコトヲ一言ヲ述ヘテ祝辭トス

大正十五年十一月二十八日

内務大臣 濱口 雄 幸

祝 詞

多年ノ懸案タリシ東京府一號國道改修工事成リ本日茲ニ其ノ竣
功式ヲ舉ケルニ至リシハ寔ニ慶賀ニ堪エサル所ナリ抑モ本國道ハ
我國陸路交通ノ主要幹線ニシテ京濱連絡ノ唯一ノ要衝ナリ然ルニ
在來ノ道路ハ幅員狹ク構造概ネ劣惡ニシテ近代文化ノ進歩産業ノ
發展ニ伴ヒ激増セル交通運輸ノ使命ヲ遂ケルニ於テ遺憾少カラサ
ルモアリタリ茲ヲ以テ東京府ハ神奈川県ト協力シ夙ニ本道ノ改修
ヲ計畫シ政府ノ補助ノ下ニ之カ工事ニ着手シ爾來時勢ノ進運ニ應
ジテ屢々其計畫ヲ改メ其間八百二十六萬餘圓ノ巨費ヲ投シテ今日
帝都ノ關門ヲ飾ルニ足ルヘキ模範的道路ヲ完成シ曩ニ神奈川県ノ施
行セル分ト相俟テ京濱間ノ交通ノ全ク面目ヲ一新スルニ至レリ
斯ノ如キハ獨リ東京府ノ慶事タルノミナラス我國産業經濟ノ發
展ニ資スル所多大ナルモノアルヘキヲ信ス願クハ關係各位ニ於テ
ハ協力一致シテ新國道ノ保全並利用ノ方策ヲ講シ益之カ効果ヲ發
揚スルニ至ランコトヲ一言所懷ヲ述ヘテ祝辭ト爲ス

大正十五年十一月二十八日

大藏大臣 片岡 直 溫

祝 辭

一號國道中東京府管内品川町六郷橋間改築工事成ルヲ告ケ本日
茲ニ竣功式ヲ舉ケラル邦家ノ爲寔ニ慶賀ニ堪エサルナリ
抑々本線ハ我國幹線道路トシテ夙ニ重要ナル地位ヲ占メ殊ニ本
區間ハ帝都並橫濱港ヲ連絡スル極メテ緊要ナル使命ヲ有スルニ拘
ラス舊態依然トシテ新式交通用具ノ使用ニ十分ナラサルノ憾アリ
本會之カ改良ヲ急トシ力説茲ニ多年幸ニ東京府官民一致ノ努力ニ
依リ今乃チ本區間ノ改良其ノ功成ルヲ見ル
想フニ曩ニ竣功セル六郷橋神奈川県ノ改築ト相俟テ京濱兩市ノ交
通ニ至大ノ効果ヲ收メ得ヘキヲ疑ハス冀クハ今後益々維持管理ニ
努メ長ク我國模範的國道タルノ効用ヲ顯揚シ邦家ノ進運ニ寄與ス
ル所アラムコトヲ一言所懷ヲ述ヘテ祝辭トス
大正十五年十一月二十八日

道路改良會

會長 水野 鍊 太郎

祝 辭

京濱國道改修其ノ功ヲ竣ヘ茲ニ開通ノ祝典ヲ舉ケラル寔ニ慶欣
ニ堪ヘサルナリ由來本道ハ帝國幹線道路タル國道一號線ノ一部ニ

シテ帝都ト其關門タル横濱トチ連絡スル極メテ重要ナル地位ヲ占ムルニ拘ラス路幅狹隘隘路床脆弱ニシテ近代交通ノ實狀ニ副ハサルノ憾ミアルヤ久シ

府當局夙ニ之カ改修ヲ企畫シ思テ京濱兩都市將來ノ發展ニ致シ以テ永世不朽ノ大計畫ヲ樹立シ去ル大正七年工ヲ起シ茲ニ九ヶ年餘ノ歲月ト巨額ナル資トヲ費シ今々全ク其ノ面目一新セル坦々タル本道路ノ完成ヲ見タリ

是レ當ニ京濱間ノ交通ヲ安全ニシ運輸ヲ利便ナラシムルノミナラス延ヒテ國運ノ進展ニ寄與スル所蓋シ尠少ナラサルモノアラム翼クハ關係地方ノ各位之カ利用ニ依リ今後益々文化ノ進展福利ノ増進ヲ計リ以テ長ニ其ノ効果ヲ收メラレムコトヲ聊カ所懐ヲ述ヘテ祝辭トナス

大正十五年十一月二十八日

神奈川縣知事從四位勳三等 池 田 宏

祝 辭

第一號國道改修工事功ヲ竣リ本日茲ニ其式ヲ舉ゲラル

抑モ産業ノ増進ト文化ノ向上トハ一ニ交通機關ノ完成ニ俟タザルヲ得ズ本線ハ東海道ノ首腦部ニシテ其完否ハ國家ノ消長ニ多大ノ關係ヲ有ス曩ニハ隣縣ノ開通ヲ見今亦本工事ノ竣成ヲ告グ以テ帝都ニ招來スル幸福ノ極メテ尠少ナラザルト共ニ帝國産業ノ發達

ニ資スル大ナルモノアランコトヲ信ズ式典ニ臨ミ歡喜ニ堪ヘズ謹テ祝意ヲ表ス

大正十五年十一月二十八日

東京府會議長 中野勇次郎

祝 辭

我國ノ帝都タル東京市ト貿易ノ關門タル横濱市トノ間ノ交通連絡ハ大阪市ト神戸市トノ間ノ夫レト相對シテ東西ニ於ケル最モ重要ナル問題デアリマス然ルニ從來京濱間ノ交通機關ハ甚ダ不備デアリマシテ陸上ニハ狹隘ニシテ且ツ不良ナル街路ノ外ニハ國有鐵道ノ一線ト社線タル電車線路ヲ有シタルニ過ギマセシ海上ニ在リテハ殆レド何等ノ施設ヲ見ナイ狀態デアリマスノテ其ノ不便不利ハ名狀スベカラザルモノガアリマス隨ツテ民間ノ識者間ニハ久シキ以前カラ之レカ改善ヲ熱望スルノ聞高ク地方當局モ亦夙ニ改善ノ志ノ切ナルモノガアリマシタガ如何ニモ巨額ノ工費ヲ要スルガ爲メニ地方財政ノ關係上容易ニ着手スルコトヲ得ナカツタノデアリマシタ加フルニ其當時ニ於ケル政府ノ道路ニ對スル方針ハ單ニ國防ノ方面ニノミ重キヲ置キ軍事上必要ナル路線ニアラサレバ補助金ハ交附セラレザル例デアリマシテ京濱並ニ阪神間道路ノ如ク國家經濟上尤モ必要ナルモノニ對シテモ之レヲ補助スルコトハ認メラレテ居テナカツタノデアリマス然ルニ其當時會々多年朝野

ノ渴望セシ道路法ノ制定セラル、ニ會シ其ノ規定中ニ經濟上必要ナル或種ノ路線ニ對シテハ補助ヲ與ヘラル、主義ニ改メラレマシタ時恰モ自分ハ神奈川縣知事奉職中デアリマシテ時ノ東京府知事デアツタ故井上友一君ト相圖ツテ時ノ政府ニ補助金下附ノ申請ヲシマシタ所政府モ既ニ之レガ必要ヲ痛感セラレテ居ツタ所デアリマシタノテ直チニ豫算ヲ計上セラレ、帝國議會モ亦直ニ之ヲ協贊セラル、ト共の一方東京神奈川ノ兩府縣會ニ於テモ國道改修ノ費額ヲ議決致シマシタノテ漸ク工事ニ着手スルコトが出来タ次第デアリマシテ時ハ大正七年五月ノコトデアリマス

然ルニ其ノ後間モナク自分ハ兵庫縣ニ轉任ヲ命セラル、コト、ナリ、井上知事モ亦不幸物故セラレマシタノテ實際上ノ工事ハ其ノ後歴代知事ノ盡力ニ俟チテ今日ノ成功ヲ見ルニ至ツタノデアリマス。今ニシテ過去ヲ追想スレバ感慨無量ノモノガアリマス時ニ故井上知事ノ本席ニ列セラレザルヲ遺憾トイタシマス而シテ自分ハ兵庫縣ハ轉任後彼ノ地ニ於テ一同狀態ニ存ツタ阪神間ノ國道ニ付テモ改修工事ヲ企畫致シマシタ關係上東海道ノ始メト終リノ二要素ノ改修ニ因縁ヲ持ツテ居リマスノテ今ヤ夫レガ東西トモニ完成ヲ告ゲ相俟チテ甚大ナル利便ヲ國家並社會ニ與ヘントスルニ至リマシタコトヲ考ヘスマト寔ニ欣喜ノ情ニ堪ヘス深ク慶祝ノ意ヲ表スル次第デアリマス茲ニ本日ノ開通式ニ臨ミ一言無辭ヲ述ヘ

テ祝辭ト致シマス

大正十五年十一月二十八日

横濱市長 有吉忠一

祝 辭

京濱間運輸交通ノ樞軸タル大國道改修工ヲ竣ヘ茲ニ竣工式ヲ舉行セラル慶賀之ニ過キンヤ抑々京濱兩地間ノ發達ハ近時著シキモノアリト雖モ交通機關未タ之ニ伴ハサルハ頗ル遺憾トスル所ナリシニ大正七年着手以來前後九箇年ノ星霜ヲ經無慮八百二十七萬圓ノ經費ヲ投シテ街路構造令ニ依ル全國ニ冠タル最初ノ大國道完成スルニ至ル其ノ構造ノ精巧雄偉偉觀ナルハ蓋シ他ノ模範タルニ背カス此ノ幹線ハ首都貨客集散ノ主要ナル咽喉ニシテ軍事上又運輸交通上國家ニ資スル所極メテ大ナルヲ知ル當局者ノ辛酸努力以テ察スルニ餘リアリ文化ノ度今ヤ大イニ進ミ規模亦擴大シテ港灣道路運河等ノ設備ハ直チニ國勢ノ一斑ヲトセラルノ時ニ於テ我カ帝都ノ一角ニ當リ此ノ壯觀ノ出現シタルハ獨リ兩地連鎖ノ便ト商工業ノ發展ヲ謳歌スルノミニ止マランヤ我カ郡民歡喜シテ等シク木日ノ慶ヲ分ツ一言以テ祝辭トス

大正十五年十一月二十八日

東京府荏原郡町村長總代

品川町長 勲三等 漆 昌 崑

◎ 武井群嗣氏著「海の彼方を」

最近編輯室の机上に「海の彼方を」といふ奇麗な本が置かれてあつた。何気なく取上て見ると本會幹事武井群嗣氏の近著であつた。はて何時の間にこんなものをもと思ひながら早速拜借に及んで讀まして貰つた。一口に云へば本著は同氏外遊の際に於ける見聞記とも云へ様。一節に「斯の遊歴訪した國は英米獨佛を始め大小合せて十國、距離は眞に渾球を一週した」とあるが、本書は實に之等各國の地理風俗は更なり學藝美術行政外交を始め教育都市計畫社會施設道路上下水道等に至るまで各般の實情について其の觀察せられた所を叙述されてある。氏は「旅行談ほど當にならぬものはなく所謂群盲象を撫するの類が多い、……私の所感も亦此の部類だらう」と謙遜して居られるけれども、此の種著書の多くが單に珍奇を誇り場當りのであるのに比べて、本書の様に微に入り細を穿ち流麗に而も極めて眞摯に書かれてあるのは其の類例に乏しい。それは氏の觀察が犀利であ

り且所謂泰西先進の國に遊びつゝ夢寐にも忘れぬ故國を顧み、我が短を矯めんとして長を尋ね、是を是とし非を非とする積りで書かれたにも因るであらうが、其の卷頭に掲げられてある通り此書は氏の歸朝を待たないで逝かれた嚴父の靈前に捧げられたものであるから自つと眞實さが溢れてゐるのであらうと思ふ。尙兎角眞面目に書かれたものは肩が凝り易く餘りに細微を穿つたものは飽きの來るものであるけれども、一度本書を播けば其の筆致の輕妙なる、讀むに従つて彼の地の文物風光彷彿として、時には自ら其の境地に遊ぶが如く、或は思はず嗟嘆の聲を漏らさしむる等、殆んど卷を措く能はざらしむるものがある。マッターホーン嶽高嶺のアルプスそぞろとセネシオ其他數葉の口繪の外各地珍奇な寫眞が多數挿入されて居り、併せて以て居ながら彼の地の事情を知るに足る。單に外遊者の案内書又は地理教授の參考資料として夫等の人々のみの專讀に委ねるには餘り惜しい、他山の石として大方諸士の机にお薦めし度いのであります。(登)

◎田中好氏著「土木行政」

「土木行政」なる書物が最近本會幹事田中好氏の著として世に公にされた。世事兎角の批評は出来ても創造は容易の業でない、而もそれは専ら其の事に没頭してゐて尙そやうなのである。然るに氏は實にこの難事業を外見上に於ては殆んど片手間に成し遂げた。私は平素氏の努力に對して深甚の敬意を拂つてゐるものであるが、この大著を見て實に驚嘆したのである。

近時著述界大に賑ひ、政治、法律、社會、經濟等に付ては元より釣り餌の研究に至るまで、殆んど社會百般の事は細大漏さず著述として表れないものはない世の中に、獨り土木行政に付て、之が指針となるべき何等統一された著述がなかつた。それは其の關係法規の範圍が極めて廣汎に互り、行政の實際に於ても難解の點が多いので、自然之に手を染める人がなかつたのである。氏は我國土木行政上深く之を遺憾とし、久しい間の土木行政の實際に於ける經驗を

基礎として、特に多忙なる公務の餘暇に於て深い研究を重ね、鋭利な觀察力を以て、遂にこの大著を完成したのである。著書の内容は道路、軌道、河川、港灣、運河、水道、下水道、公の水流水面、砂防、土木事業に對する國家の助勢政策、土地收用の十一章に分たれ、法理の研究は勿論其の實際上の取扱に付ても、獨り公法關係のみならず、關係私法の全般に互り、苟も土木行政に關する難問は之を捉へて懇切輕快に釋明せられてゐる。固より之に對する異論もあり、論難もあるであらう。併し苟も之を繕く者は直に著者の鋭鋒が立法の缺點を指摘し、多くの異説を拉し來つて快刀亂麻を斷つる慨を以て之等を論破してゐることに氣附くであらう。それだけ本書は自信を以て書かれてあることを窺ふことが出来、従つて信頼するに足る譯である。私は同氏と關係ある地位にあるが爲にこの書を薦めるものでは絶對にない。私自身之を通讀して衷心斯界に光明を與へるものなることを信するが故に、行政家と云はず、實際家と云はず、かりそめにも本書に收むる事項に關係ある人々に教

て此の書を紹介推薦する次第である。(登)

◎調査部第三分科委員會

本會調査部第三分科委員會は十一月二十九日午後四時より日本俱樂部に於て開催、松木主査理事、中川委員、松岡委員、明石委員、出席(一)道路運送費軽減に關する調査、(二)道路交通用具改善に關する調査等に關し協議した。中野特別委員擔任調査中の事項に付きては、目下運送協會に於て研究中に屬するを以て、松木主査理事より之を徵することに決し外一二件を協議し午後八時半閉會した。

◎調査部第四分科委員會

調査部第四分科委員會は十二月十日午後四時三十分より日本俱樂部に於て開催し、牧主査理事、近委員出席、簡易舗装道路築造作業軌範決定に關し、審議を凝したるが東京市牧土木局長より參考材料を求め審議を續行することとし午後十一時半閉會した。尙十二月十三日午後四時三十分よ

り東京丸ノ内永樂俱樂部に於て調査部第四分科續行會を開き、牧主査理事、近委員、茂庭委員、物部委員、出席、簡易舗装道路築造の教範を各府縣實務者に示すの必要あることを茂庭、物部兩博士より提議したる結果、構造、材料、舗装、敷均、輾壓其他に付きて詳細なるテキストを作製することとし午後十時閉會した。

◎調査部第五分科委員會

山陽道國道改良に關する第五分科調査會は十二月二十一日開催、市瀬主査理事、島委員以下各委員出席、關係各縣市の道路幅員及改良路線の選定並に之れが費用等に關して協議したが、退て九州及四國に順次調査を進むる豫定の申合せをなし、年内は之を以て調査納めとし午後八時閉會した。

◎自動車道法案

内務省土木局が作製した、自動車道法案は三十三箇條より成り、目下同省の審査員に於て審議中であるが、同局が

新聞社に發表した所は左の如きものである、併しながら夫れは全部ではなく、各省との關係上發表を見合してゐる部分がある。

自動車道法案

- 一 專ら自動車交通ノ用ニ供スル道ヲ開設セムトスル者ハ主務大臣ノ特許ヲ受クヘシ
- 一 特許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スヘシ
- 一 正當ノ事由ニ因リ前項ノ期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ期間ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得
- 一 特許ヲ受ケタル者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事ニ着手シテ之ヲ竣功スヘシ
- 一 特許ヲ受ケタル者自動車道ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得
- 一 前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス
- 一 第一項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ノ因リ現ニ生シタル損害ハ立入又ハ使用ノ後三月内ニ特許ヲ受ケタル者之ヲ補償スヘシ
- 一 自動車道ノ有効幅員ハ二車線以上ト爲スヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ待避場ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一 前項ニ規定スルモノノ外自動車道ノ建設使用又ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 一 特許ヲ受ケタル者工事ノ全部又ハ一部ヲ竣功シ供用ヲ開始セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 特許ヲ受ケタル者ハ自動車道ノ使用料金其ノ他自動車道使用ニ關スル規定ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 一 道路管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ニ密接ノ關係ヲ有スル自動車道開設ニ要スル費用ニ對シ補助スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル補助金ハ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ト看做ス
- 一 特許ヲ受ケタル者會社ナルトキハ其ノ會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分一迄下ルコトヲ得
- 一 前項ノ會社ハ株金全額拂込前ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ自動車道ノ延長若ハ改良又ハ車輛ノ増加若ハ改善ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
- 一 前條第一項ノ會社ノ社債ハ總株金四分一以上ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス
- 一 社債ノ額ハ明治四十二年法律第二十八號ニ依ル債務ノ額ト併セテ總株金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ス但シ舊債償還ノ爲ニスル場

合ニ於テハ舊債務ノ額ハ之ヲ算入セス

一自動車道財團ハ左ニ掲ケルモノニシテ自動車道財團ノ所有者ニ屬スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一自動車道ノ用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具、機械

二前號ニ掲ケルモノヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動産ノ上

ニ存スル地上權、登記シタル賃借權及地役權

三車輛及之ニ屬スル器具、機械

一自動道及其ノ附屬物件ハ明治四十二年法律第二十八號ノ規定ニ

依ルニ非サレハ之ヲ擔保ト爲スコトヲ得ス

一特許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り特許

ニ因リテ生スル權利義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得

一主務大臣ハ特許ヲ受ケタル者ニ對シ自動車道ノ維持修繕ヲ命シ

其ノ他公益上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

一國又ハ公共團體ニ於テ自動車道ノ全部又ハ一部ヲ買收セムトス

ルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

公共團體ニ於テ前項ノ規定ニ依ル買收ヲ爲サムトスルトキハ主

務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

公共團體ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル買收ヲ爲シタルトキハ特許

ニ因リテ生スル權利義務ヲ承繼ス

一前條ノ規定ニ依リ買收ヲ爲ス場合ニ於テハ買收價格ハ協議ニ依

ル協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ主務大臣之ヲ決定ス

一公共團體カ自動車道ヲ開設若ハ買收シ又ハ自動車道ノ開設ニ補

助シタルトキハ其ノ費用ハ道路法第三十五條ノ規定ニ依ル道路

ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ト看做ス

一本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

一左ノ場合ニ於テハ特許ハ其ノ効力ヲ失フ

一工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セサルトキ

二工事施行ノ認可ヲ受ケサルトキ

三事業廢止ノ許可ヲ受ケサルトキ

四特許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ工事施行ノ認可申

請期間内ニ會社ノ設立登記ヲ爲ササルトキ

一特許ヲ受ケタル者カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令又ハ特許、

許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲

ヲ爲シタルトキハ主務大臣特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ

得